

約款・規程集の一部改定のご案内

2020年1月
おきぎん証券株式会社

第3章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第49条 (社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え) この約款における社債的受益権(機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、下表のとおり読み替えます。</p>	<p>第49条 (条文タイトルの新設) この約款における社債的受益権(機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、下表のとおり読み替えます。</p>

第13章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第6節 その他の通則</p> <p>第27条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ (現行どおり) ⑤ <u>お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</u> ⑥ <u>お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</u></p> <p>附則 <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	<p>第6節 その他の通則</p> <p>第27条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (省略) ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) ⑤ (新設) ⑥ <u>お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</u></p> <p>(新設)</p>